

諮問番号：平成30年度諮問第49号

答申番号：平成30年度答申第46号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 灯油代として「1万9,200円」の支出があったにもかかわらず、原処分の冬季加算額は「1万2,540円」であるから、追加支給すべきである。

(2) 医師から狭心症等により冬の寒さに注意するよう指導を受けていること及び老朽化により住居にすきま風が入ってくる状況を考慮して、冬季加算額を増額すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、生活保護法（以下「法」という。）の保護基準（以下「保護基準」という。）に基づいており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、灯油代として「1万9,200円」の支出があったにもかかわらず、原処分の冬季加算は「1万2,540円」であるから、追加支給するべきであると主張しているものと解される。

しかしながら、最低限度の生活の保障は、保護基準によって行うものとされており、原処分は保護基準に基づき適正に行われているから、冬季加算額を追加支給する理由はない。よって、請求人の主張は採用することができない。

3 請求人は、医師から狭心症等により冬の寒さに注意するよう指導を受けていること及び老朽化により住居にすきま風が入ってくる状況を考慮して、冬季加算額を増額するべきであると主張しているものと解される。

しかしながら、地区別冬季加算額の特別基準は、重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生

活実態にある者が該当するほか、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当するとされているところ、請求人は重度障害者加算の算定を受けておらず、また、要介護度の認定はを受けておらず、かつ、外出が著しく困難であり常時在宅している生活実態にあると認められる証拠はない。加えて、請求人は、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると認めるに足りる証拠もない。したがって、請求人は、冬季加算の特別基準を設定する要件に合致しないことは明らかであり、請求人の主張は採用することができない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年3月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、冬季加算は、世帯共通的な経費として都道府県ごとに加算期間及び地区別加算額が定められており、北海道においては、加算期間は10月から4月までと、加算額は1人世帯にあっては1万2,540円とされている。ただし、重度障害者加算を算定している者、要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者又は傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者がいる世帯にあっては、加算額に1.3を乗じて得た額の範囲内で特別基準を設定して差し支えないとされている。

こうした冬季加算の期間及び額は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められていることが認められ、この点について特段の不合理な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、請求人については、保護基準に基づき、平成30年10月から所定の冬季加算額（1万2,540円）が認定されている。

この点、請求人は、灯油代として「1万9,200円」の支出があつたにもかかわらず、原処分の冬季加算は「1万2,540円」であるから、追加支給するべきであると主張する。しかしながら、原処分は保護基準を適用して行われたものであり、その算定に誤りはないから、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、医師から狭心症等により冬の寒さに注意するよう指導を受けていること及び老朽化により住居にすきま風が入ってくる状況を考慮して、冬季加算額を増額すべきであると主張する。しかしながら、請求人については、前述の冬季加算に係る特別基準の設定要件に該当することを裏付ける事実は認められないから、特別基準を設定できないとした処分庁の判断は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえず、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美